

別添1

鳥取県基幹的情報発信業務委託仕様書

1 業務名

鳥取県基幹的情報発信業務（以下「本業務」という。）

2 趣旨

鳥取県（以下「本県」という。）の認知度・好感度の向上を図るため、テレビ番組、雑誌、新聞、インターネットメディアなどに本県の話題が取り上げられるよう、PRの専門的知見及び業務遂行能力を有する者に対し、全国的メディアへのプロモートやプレスリリースなどPR業務を委託する。

3 業務の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 業務実施に当たっての方針

本業務実施に当たっては、次に掲げる事項を踏まえて情報を発信するよう努めるものとする。

- (1) 伝わることを重視し、本県に関係性がない又は興味のない者であっても興味を引きつけ、そして興味を持って視聴等行えるよう工夫するとともに、理解しやすい内容であること。
- (2) 発信した情報により、県外（特に首都圏）の視聴者が本県により好意を持ち、かつ、県民が誇りを持つきっかけを与える内容であること。
- (3) 本県が持つ強みや独自性を印象づけ、認知度を高める内容であること。

5 業務の内容

(1) パブリシティ活動

テレビ番組、雑誌、新聞、インターネットメディアなどを通じて本県の露出が図られるよう、当該メディアへのプロモート及び誘致活動を行うこと。

なお、全国又は首都圏をターゲットエリアとし、プロモート先は、目的に合致するものを適宜選択するものとし、広告換算等により媒体への放送・掲載に対する反響が把握できるようにすること。

また、取材実費等については受託者で負担するとともに、実施に当たっては委託者の意向を反映した上で決定すること。

(2) プレスリリースの配信

メディアに対するプレスリリースを実施すること。

なお、配信内容、配信方法、配信先、配信時期等については、プロポーザル企画提案書の内容を基本としながら、時宜にかなった内容に組みかえるなどし、あらかじめ委託者と協議すること。また、露出量測定等も行うこと。

(3) 全国及び首都圏情報のモニタリング

メディアへの働きかけの感触、本県の評判、首都圏・全国での動向等を観測する等旬な情報収集や旬なスポットの現地調査を行うなど、定期的な報告及び売り込めそうな本県の素材や話題についてのアドバイスを行うこと。

(4) 情報発信に係るアドバイザー

本県が全国的メディアに取り上げられるための手法、タイアップ、キャンペーン等の企画について、県の相談、質問等への対応及びアドバイスを随時行うこと。

なお、アドバイスを受けて県が事業を実施する場合の費用については、必要に応じて別途委託者が確保するものとする。

(5) 効果測定

インターネットによるアンケート調査、広告換算等その他効果的な方法による効果測定を実施し、本県のPRに関するアドバイスをを行うこと。

(6) 広報研修の開催

本県PRの実状をよく把握、分析した上で、県内の者を対象とした、メディアに向けた情報発信力強化のための研修を1回以上開催すること。

なお、対象者の詳細、テーマ、実施時期については、あらかじめ委託者が企画する広報力向上研修との関連等も含め、よく協議して決定するものとする。

(7) その他

上記に掲げる業務の他、独自の手段等による情報発信の提案があれば実施すること。

6 業務実施に当たっての特記事項

(1) 実施体制

複数のテーマにわたってパブリシティ活動を行うための、十分な人員・体制を有していること。

(2) 打合せ等

受託者は、本業務の遂行に当たり、委託者と定期的に打合せ（対面・テレビ会議など）を行うものとする。

7 成果品の提出

業務の実施を証するものとして、次に掲げる成果品を提出すること。提出時期は、(4)又は(5)に定めるタイミングのほか、放映・掲載等の都度とする。

(1) テレビ番組が放映されたことがわかるもの

(2) 雑誌等掲載見本（1冊・部ずつ）

(3) プレスリリースの露出状況がわかるもの（インターネットを含む）

(4) メディアへの働きかけ及び反応状況等の報告書（毎月）

(5) パブリシティ露出を含む年間の露出報告・広告換算・効果検証結果等を考察した、最終報告書（令和7年3月31日）

8 留意事項

(1) 本業務を達成するために必要な一切の経費は、受託者の負担とする。

(2) 受託者は、できる限り委託者の意向に沿った露出に努めること。

また、受託者は本業務の実施に合わせてパブリシティによる取材記事の活用などマスメディアに対して積極的な働きかけを行い、より効果的な情報発信が可能となるように努めること。

(3) 露出時期が一時期に偏ることなく年間通じてバランスのとれた露出となるよう努めること。

(4) 受託者は本業務を再委託をしてはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し事前に委託者に報告し承認を得た場合はこの限りでない。

- (5) 受託者は本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し又は第三者に提供してはならない。
- (6) 受託者は本業務を行うために委託者から貸与された情報等を滅失改ざん及び破損してはならない。
- (7) 受託者は本業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。
- (8) 本業務に関する成果物の所有権は、原則として委託者に帰属する。
- (9) 本業務に使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権を侵害しないようにすること。
- (10) 受託者は、本県の情報収集を行うとともに、現地の視察を行うよう努めること。
- (11) 広告換算額は原則として、受託者がアプローチした媒体のみの換算とする。
- (12) 本業務の契約金額は、放送又は掲載され、その結果、視聴者などに情報が提供されることの対価である。よって、企画提案書で示された露出目標や広告換算額と著しく異なる場合は、契約金額の全部または一部を支払わない場合がある。